

令和元年

第3回市議会定例会 議案第10号

函館市印鑑条例の一部改正について

函館市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市印鑑条例の一部を改正する条例

函館市印鑑条例（昭和63年函館市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第3条第2項第1号中ウをエとし、同号イ中「（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「第30条の16第1項」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 住民基本台帳に記録されている旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）または住民基本台帳に記録されている旧氏および名もしくは旧氏および名の一部を組み合わせたもの

第3条第2項第2号中「ウまで」を「エまで」に改める。

第6条第3号中「氏名（」の後ろに「住民基本台帳に旧氏が記録されている場合にあつては氏名および当該旧氏，」を加え，「，氏名および」を「氏名および当該」に改め，同条第5号を削り，同条第6号を同条第5号とし，同条第7号中「第3条第2項第1号ウ」を「第3条第2項第1号エ」に改め，同号を同条第6号とする。

第12条第1項第5号中「氏名（」の後ろに「旧氏，」を加える。

第13条中「第7号」を「第6号」に改める。

第14条の2に次の1項を加える。

4 印鑑登録者が自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27

号) 第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)を用いて多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機であつて、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)を操作することにより第1項の規定による申請を行つた場合における前項の規定の適用については、同項中「印鑑登録証に記載されている事項および印鑑登録原票に登録されている事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、規則で定めるところにより」とあるのは「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第38条第1項の規定による確認をして」と、「印鑑登録証明書を」とあるのは「当該申請に係る多機能端末機により印鑑登録証明書を」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第14条の2に1項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の函館市印鑑条例の規定によりされている印鑑の登録の申請または印鑑登録証明書の交付の申請は、改正後の函館市印鑑条例の規定による印鑑の登録の申請または印鑑登録証明書の交付の申請とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第6条の規定により作成されている印鑑登録原票は、改正後の第6条の規定により作成された印鑑登録原票とみなす。

(提案理由)

印鑑登録原票について、氏に変更があった者の旧氏を登録することができることとし、および男女の別を登録しないこととし、印鑑登録証明書について多機能端末機により交付をすることができることとし、ならびに住民基本台帳法施行令の一部改正に伴う規定の整備等をするため